

子ども・子育て支援新制度に係る各種基準条例（案）制定 に伴うパブリックコメントの結果について

子ども・子育て支援制度の実施に向けた各種基準に関する意見を募集したところ、多数のご意見をお寄せいただきました。

このたび、お寄せいただいたご意見とそのご意見に対する本市の考え方について次のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

1 意見募集の実施期間

平成26年5月16日（金）～平成26年5月30日（金）まで

2 意見提出方法

郵便・FAX・直接持参・電子メール（意見提出用専用フォーム含む）

3 資料の閲覧方法

松戸市ホームページ

松戸市役所 子育て支援課、各支所（8ヶ所）

行政資料センター

4 集計結果

①基準ごとの受付数(教育・保育に関すること) 提出者:20名

基準の名称	意見数
1) 松戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)	1件
2) 松戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(案)	0件
3) 松戸市支給認定基準を定める条例(案)	0件
4) その他	19件
合 計	20件

②基準ごとの受付数(放課後児童健全育成事業に関すること) 提出者:85名

基準の名称	意見数
5) 松戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)	157件
6) その他	77件
合 計	234件

提出者の内訳※①、②に重複し提出している者は1名とカウントした。

【受付方法別】

郵送	ファックス	電子メール	直接持参
1	19	70	14

【市内・市外の別】

市内	市外	不明
96	6	2

【個人・団体の別】

個人	団体
103	1

③ご意見の概要と市の考え方

1)松戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

ご意見の概要	件数	ご意見に対する本市の考え方	案の修正
ふれあい22が実施している療育と、居宅訪問型保育事業における保育との関係或いは連携について、条例上明確にしているか。	1件	居宅訪問型保育事業において、集団保育が困難な乳幼児を保育する場合は、障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援を受けられるよう、障害児入所施設等を確保することを明記しております。	無

2)松戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(案)

○ご意見 なし

3)松戸市支給認定基準を定める条例(案)

○ご意見 なし

4)その他のご意見(基準に関するもの以外) 19件

○主なご意見の概要

- ・補助金の充実・増額をしてほしい。
- ・良質な保育環境の確保してほしい。
- ・保育士の確保と労働条件の改善を図ってほしい。

- ・新制度の周知・説明を十分に行ってほしい。
- ・認可保育所の増設をしてほしい。

5) 松戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

ご意見の概要	件数	ご意見に対する本市の考え方	案の修正
①市の責任に関するご意見（第3条） 市が持つ責任を明確にしてほしい 条文に放課後児童健全育成事業における市の位置づけを明記すべきなど	32件	児童福祉法の改正により、同法第34条の8、第34条の8の2及び第34条の8の3に、市の責務として、事業者の届出の受理や、設備や運営の基準についての条例化、基準を維持するために必要な措置をとることなどが定められています。	無
②対象児童に関するご意見（第5条） 放課後児童健全育成事業は小学校6年生まで対象となると明記すべきなど	18件	対象児童については、児童福祉法の改正により、同法第6条の3第2項に「小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」と規定されています。	無
③専用区画の面積に関するご意見（第9条） 専用区画の面積には児童の活動スペース以外の設備の面積が含まれるため、1.65 平方メートルでは狭いのでより広い面積とすべきなど	34件	専用区画の面積は最低基準であり、1.65 平方メートル以上の専用区画の面積が確保できるようにしてまいります。	無
④支援の単位（児童の数）に関するご意見（第10条） 一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下となるとあるが、40人を超えた場合は施設を複数に分けるなどの対応を明記することなど	51件	条例に基づき、支援の単位がおおむね40人以下となるようにするとともに、施設における支援単位の構成方法については今後の国の通知等に従い定めて参ります。	無

<p>⑤開所時間・開所日に関するご意見 (第18条)</p> <p>従来の開所時間が短くならないようにしてほしい 土曜日の保育時間も平日と同様にしてほしい など</p>	22件	開所時間・開所日については最低基準であり、現状を維持し、最低基準以上としてまいります。	無
--	-----	---	---

6)その他のご意見(基準に関するもの以外) 77件

○主なご意見の概要

- ・利用料金を安くしてほしい。兄弟割引をしてほしい。
- ・台風、学級閉鎖等の時に放課後児童クラブを休みにしないでほしい。
- ・19時以降も利用できるようにしてほしい。
- ・職員の配置について細かく規定してほしい。障害児については加配職員をつけることを明記してほしい。
- ・職員研修は重要なので充実させてほしい。
- ・事業者や職員の責任にみあう処遇についてどうとらえているのか不明瞭。常勤職員を増やしてほしい。
- ・省令、条例にある「放課後児童支援員」ではなく「指導員」という名称がふさわしい。
- ・利用対象児童を6年生までとするが、利用の優先順位を設けてほしい。利用決定権者は「市」か「法人」か保護者に明示する必要がある。
- ・施設整備、利用者決定、利用料金の決定等についても市の責任としてほしい。
- ・放課後健全育成事業者とは誰のことなのか明確にしてほしい。
- ・施設整備のための支援を行ってほしい。
- ・放課後児童健全育成事業者が事業しやすいようにしてほしい。
- ・今後のクラブ事業の仕組みの全体像と条例や規則の位置づけを明示してほしい。
- ・市の行う勧告、指導又は助言の根拠が不明瞭。
- ・保護者や法人が市に要望や協議をするシステムがほしい。